

半田市職員の主査昇任試験に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第15条及び第21条の4第1項の規定に基づき、公正かつ適正な昇任を行うために実施する主査(半田市職員の給与に関する条例(昭和29年半田市条例第12号。以下「条例」という。)別表第9「行政職給料表(一)等級別基準職務表」に掲げる主査の職)への昇任対象者に対する競争試験(以下「主査昇任試験」という。)について、必要な事項を定め、これにより能力主義による任用を推進し、もって組織の活性化と組織力の向上を図ることを目的とする。

(受験資格)

第2条 主査昇任試験を受けることができる職員は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 条例別表第9「行政職給料表(一)等級別基準職務表」に掲げる3級の職(以下「主事又は技師」という。)にあるもののうち、試験実施日の翌年度4月1日(以下「基準日」という。)現在において、在職期間が2年以上であること。
- (2) 年度における人事評価(半田市職員人事評価実施規程(平成28年半田市訓令第5号)に規定する人事評価をいう。以下同じ。)対象者であること。
- (3) 別表に定める経験年数又は在級年数を満たすこと。ただし、休業等(1回の取得期間が1月以内の育児休業を除く)の期間がある場合は、経験年数又は在級年数からその期間を控除する。この場合において、控除する期間については、休職及び停職についてはその期間の全期間を控除し、育児休業についてはその期間の2分の1を控除する。

2 主査昇任試験の受験は、本人の意思によるものとする。

(受験資格の適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、主査昇任試験を受けることができない。

- (1) 基準日前年度に、法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けている者
- (2) 基準日前年度に、法第28条第1項の規定による降任処分を受けている者
- (3) 半田市職員希望降任制度実施要綱に定める希望降任により、主事又は技師に降任した者
- (4) 試験実施日において半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年半田市条例第4号)第13条に規定する病気休暇又は半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年半田市規則第6号)第15条第6号及び第7号に掲げる女性職員が出産する場合の特別休暇の期間中である者
- (5) 試験実施日において法第28条第2項の規定による休職の期間中である者
- (6) 試験実施日において地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による承認を受けている者

(試験の種類及び方法)

第4条 主査昇任試験の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理能力適性検査
- (2) 口述試験
- (3) 人事評価

2 その他、主査昇任試験の実施日、申込方法、試験方法等詳細については、市長が別に定めるものとする。

(合否の決定及び通知)

第5条 市長は、主査昇任試験の結果に基づき合格者及び不合格者を決定し、本人に文書で通知するものとする。

(合格者の取扱い)

第6条 市長は、主査昇任試験の合格者を主査昇任候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 主査の職への昇任は、名簿に登載された者のうちから、当該登載された日から概ね3年以内に行うものとする。

(名簿の抹消)

第7条 名簿に登載された後、主査の職に昇任されるまでの間に、主査の職としてふさわしくないと認められる行為等があった場合には、市長は、当該職員を名簿から抹消することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、主査昇任試験に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

基準学歴	要 件
大学卒	経験年数13年以上（※）又は3級在級年数7年以上
短大卒	経験年数15年以上（※）又は3級在級年数6年以上
高校卒	経験年数17年以上（※）又は3級在級年数5年以上

※経験年数：社会人経験者等については、半田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年半田市規則第3号）別表第4「経験年数換算表」及び別表第5「経験年数調整表」により年数を加減した年数をもって経験年数とする。